

一般社団法人ドナーリンク・ジャパン会員規約

第1条（目的）

本会員規約は一般社団法人ドナーリンクジャパン（英文名 Donor Link Japan、略称 DLJ、以後、「当法人」と称す）の会員制度を定めるものとする。

第2条（会員の定義）

会員とは以下の3種とする。

- （1）正会員、当法人の事業に賛同し、実質的な運営に当たるために当法人に入会した個人
- （2）一般会員、当法人の事業に賛同した提供配偶子で出生した人や配偶子の提供者で、当法人の定める手続きを経て入会した個人
- （3）賛助会員（個人・団体）当法人の事業に賛同し、当法人の活動を支援するために当法人が定める手続きを経て入会した個人や団体

第3条（入会）

当法人の会員になろうとする個人、法人は、別に定める「入会申込書」を当法人宛に提出又はWEB上から申し込みをする。当法人は、前項の申し込みを受けたときは、理事会において資格審査を行い、速やかに入会の承認・不承認を決定して入会申込者に対し通知する。

2. 会員資格は年会費の納入によって発生する。発生時は当法人事務局が第6条に定める会費の納入が確認できた日とする。

第4条（会員の資格基準）

個人、法人から入会申し込みがあったとき、当法人の理事会は以下の項目について審査し、若し、いずれかに該当する場合には入会をお断りすることがある。

- （1）当法人の目的に賛同していない個人、法人。
- （2）過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがある個人、法人。
- （3）「入会申込書」の記載事項に虚偽記載（意図的な誤記や記入漏れ）があるとき。
- （4）会員になろうとする個人、団体の行為、事業が明らかに法令、あるいは公序良俗や社会規範に著しく反している、または反する虞があると認められるとき。
- （5）その他理事会が不適切と判断したとき。

第5条（会費）

個人会員、法人会員の年会費は次の通りとする。

- （1）正会員 年会費 5,000円（消費税を含む）
- （2）一般会員 年会費 5,000円（消費税を含む）

- (3) 賛助会員 個人 年会費 一口 5,000 円 2 口以上 (消費税を含む)
- (4) 賛助会員 団体 年会費 50,000 円以上 (消費税を含む)

会費の納付方法は当法人の下記銀行預金口座への振り込み送金によって行う。

銀行名： GMO あおぞらネット銀行
支店名： 法人第二営業部
金融機関コード： 0398
支店番号： 102
口座番号： 普通 1489547
口座名： シャ) ドナーリンクジャパン
預金種類： 普通預金

2 年会費制とし、会計年度(4月1日～3月31日)の途中より入会の場合は、年会費を月割りで計算するものとする。

3 会員がすでに納めた会費については、その理由如何を問わず、これを返却しないものとする。

第6条(会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- (1) 当会員規約並びにその他規則に従うこと。
- (2) 当法人が定める会費等を納入すること。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、当法人に連絡をすること。

第7条(退会)

会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

2. 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なす。

- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人または団体が解散し、または破産したとき

2 会員資格期間は、同条1項による退会の申出がない限り、1年間ずつ自動更新とし、以後も同様とする。

3 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第8条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を

除名することがある。

(1) 本協会の規約または規則に違反し、度重なる注意を受けても改善しないとき。

・当法人の目的に反する行為をしたとき、または当法人ならびに役員の名譽を意図的に毀損、或いはイメージを損なう言動を弄したとき。

・会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。

・その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員が除名される可能性がある場合は、当法人はその会員に事前に当人に通知するとともに、その会員が希望すれば弁明の機会が与えられる。

第9条（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が前8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第10条（名簿）

当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成するが、個人情報保護の見地から非公開とする。

第11条（会員規約の追加・変更）

本規約に定めのない事項で必要なものについては、その都度、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することがある。

第12条（個人情報の保護）

当法人は、会員の「入会申込書」、ならびにその他業務上知り得た個人情報、機密情報の保護には万全を期す。

2. その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別途定める個人情報保護方針及び関係する規定による。

第13条（会員の権利と特典）

すべての会員は以下の権利を有する。

(1) 当法人の活動に関する情報の提供を受けられる。

(2) 当法人主催イベントの参加費が無料になる。

2. 一般会員は以下の権利を有する。

(1) 希望すれば、自己の情報を登録し、ドナーリンクに参加することができる。ただしドナーリンクに参加できる者は当面の間は、日本産婦人科学会に登録されている医療施設（以下、登録医療施設と記す）で親が精子提供を受けて生まれた者と登録医療施設に精子提供し

た者に限定する。

(2) 配偶子提供で生まれた人はドナーリンクのための DNA マーカーリンク検査にかかる費用を負担する必要がある。しかし、配偶子提供者の DNA マーカーリンク検査にかかる費用はドナーリンク・ジャパンが負担する。

(3) 配偶子提供で生まれた人も提供者も、ドナーリンクのための情報登録や DNA マーカーリンク検査に際し、必要に応じて面談や心理カウンセリング等必要な支援を受けることができる。ただし心理カウンセリング、遺伝カウンセリングは有料となる。

3. 賛助会員は以下の権利を有する。

(1) 当法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利を有する。

なお、上記特典は変更になることがある。

第 14 条 (知的財産の保護)

当法人が作成し発行するすべての資料、データ等については、無断で他の媒体に掲載したり、第三者に譲渡や売却をしたり、公表してはならない。

第 15 条 (免責及び損害賠償)

(1) 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等の利用は、自らの判断により行うものとし、これに起因して会員または、第三者に損害を与えた場合でも当法人は一切責任を負わないものとする。

(2) 会員同士の問題や紛争に関して当法人は一切の責任を負わないものとする。

(3) 当法人の活動に関連して、会員が当法人または、第三者 (ほかの会員も含む、以下同様) に対して損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、またかかる紛争を解決するものとし、当法人はいかなる責任も負わないものとする。

(4) 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について当法人は一切責任を負わないものとする。

(5) 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

改定日 2023 年 3 月 16 日